

■工場・指定作業場に対する設置等の制限

□位置の制限

条例第78条 別表第8に掲げる工場は、学校又は病院の敷地の周囲100メートルの区域内に設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場の設置後に設置されたとき、又は周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

別表第8

- 1 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煅焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
- 2 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
- 3 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
- 4 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 5 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 6 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 7 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
- 8 金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 9 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン、ふつ化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

□自動車出入口の制限

条例第79条 次に掲げる工場又は指定作業場の自動車の出入口は、幅員12メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 1 レディミクストコンクリート工場
- 2 アスファルトコンクリート工場
- 3 ガソリンスタンドであって、石油類の貯蔵能力が5万リットル以上のもの
- 4 液化石油ガススタンドであって、液化石油ガスの貯蔵能力が35トン以上のもの
- 5 材料置場で、面積が1000平方メートル以上のもの
- 6 自動車ターミナル

□塀等の設置

条例第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

□屋外作業の制限

条例第 80 条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

□大規模工場の設置制限

工場立地法

●特定工場とは……次の業種及び規模に該当する工場(事業場)を特定工場といい、新設又は変更しようとするときは、工場立地法による届出義務があります。

業種……製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、(水力、地熱発電所を除く)、ガス供給業、熱供給業

規模……敷地面積 9,000 m²以上又は建築物の建築面積の合計 3,000 m²以上

問合せ先 大田区環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当 5744-1369

□用途地域内の建築物の制限(建築基準法第 48 条)

建築基準法の規定により、用途地域(第一種住居地域、商業地域、準工業地域等)毎に建築物の制限があり、業態、規模などによっては、工場を設置できないときがあります。

問合せ先 大田区まちづくり推進部 建築審査課 5744-1388、1392